

市町村別課税標準数量明細書

[illegible]

第十六号様式別表二(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五関係)

[illegible]

第16号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書の「課税標準数量①」の欄の記載に係る製造たばこについて当該道府県の区域内の市町村ごとに売渡し又は消費等の合計数量の内訳を記載し、第16号様式の申告書・修正申告書又は第16号の3様式の申告書・修正申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)及び加熱式たばこを同条第3項及び法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
- 5 市町村ごとの「売渡し又は消費等の合計数量」の合計を末尾の欄に記載すること。